

一人ひとりの市民が  
互いに人権を尊重しあい  
ともに生きる社会の実現をめざして

人はみな同じ  
一人ひとりそれぞれ違う

# 横浜市人権施策基本指針(あらまし)

世界人権宣言が国連で採択されてから50年を過ぎましたが、人権問題は国外、国内の取組にもかかわらず、今なお市民生活の中に様々な形で存在しています。

横浜市においても同和問題をはじめとする諸課題が残されています。そこで、ゆめはま2010プランに掲げる「一人ひとりの市民が人権を尊重しあい、ともに生きる社会の実現」を目指して、人権にかかわる施策を総合的、体系的に推進するため「横浜市人権施策基本指針」を策定しました。

この指針は、平成8年に市民、有識者等で構成される「ゆめはま人権懇話会」から受けた提言を基礎に、市民アンケートなどの結果を参考にして策定しました。

## 人権問題の解決のために

### 部落差別をなくそう

同和問題はわが国社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分的差別による部落差別で、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に厳しい差別を受け、不本意な生活を強いられてきました。

これらの人々は、明治4年(1871年)のいわゆる「解放令」以後は、制度上は平等になったのですが、実生活の上では、被差別部落出身を理由に、今なお結婚や就職などで差別を受け、基本的な人権が不当に侵害されているわが国固有の人権問題です。

### 女性の地位を高めよう

「女らしさ・男らしさ」という言葉に象徴される男女の役割に対する固定的な意識や慣習はあらゆる生活の場で根強く残っています。

女性という理由で男性と差別されたり、社会的に不利な扱いを受けるなど、持てる力を発揮できない実態がみられます。

また、女性に対する暴力は、それ自体女性の人権侵害に当たります。

### 国際化にふさわしい人権感覚を育てよう

私たちの中に、民族による「違い」を理解する上で大きな壁がありはしないでしょうか。

歴史的な背景により日本に定住するようになった在日韓国・朝鮮人に対する差別がいまに根強く残っている状況があります。

また、近年、日本に入国する外国人は急激に増えており、言葉や習慣などの違いから、アパートなどに入居させない、公衆浴場の入浴を拒否するなど外国人をめぐる様々な人権問題が発生しています。

### 障害者の完全参加と平等を実現しよう

車椅子での入店を拒否された、障害者がアパートから締め出されたなどの障害者に対する人権侵害が起こっています。社会への「完全参加と平等」を目標に啓発活動がなされ、障害者の雇用や社会的な施設・設備の改善(バリアフリー)が図られつつありますが、障害者に対する正しい理解が十分ではありません。障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活がおくれるような条件を整え、共に生きる社会こそノーマル(普通)な社会であると言えます。



### 正しい知識を持って共に生きる

エイズなど感染症の疾患をはじめ病気にかかっている人に対しては、病気に関する知識の不足や誤解、そして、自分には関係ないことという無関心から、偏見や差別が生じがちです。

原因の解明や治療法の開発など、医療技術の進歩によって、エイズをめぐる状況は大きく変化していますが、エイズに対する偏見やエイズ患者・感染者への差別はいまだに根深いものがあります。

### 子どもの人権を守ろう

わが国でも平成6年(1994年)「児童の権利に関する条約」が批准されました。

近年「いじめ」「子ども虐待」など子どもの人権問題が大きな社会問題になっています。特に「いじめ」に起因すると思われる自殺や殺傷事件、あるいは「不登校」問題が続発しています。また、親の子に対する身体への暴行、ひどい言葉で心理的な傷をおわせたり、養育を放棄したりする「子ども虐待」が特に深刻化しています。

### 高齢者を大切にできる心を育てよう

平均寿命の大幅な伸びや、少子化などを背景として社会の高齢化は急速に進んでおり、21世紀初頭には4人に1人が高齢者という超高齢社会が到来します。

病気などのため介護を必要としている高齢者に対する介護者の肉体的、精神的虐待や高齢者の不動産や預貯金等の管理をめぐる権利が侵害されるなど、高齢者を取り巻く環境はますます厳しくなっています。

### 働く人が等しく尊重される社会

私たちの社会は、分業化された社会で様々な職業から成り立つことによって維持されています。それらは相互に補完し影響しあって活力ある社会を生み出しています。

しかし「職業に貴賤がない」ことを多くの人が理解していますが、現実には仕事を序列化する意識を持っていたり、特定の職業に対して差別的な発言や態度によって誇りを持って働いている人々を傷つけることが起こっています。

これらの課題以外にも、アイヌの人々に対する偏見や差別への対応、プライバシー保護への対応、さらには、腸管出血性大腸菌O157等による食中毒の発生に伴って出現した差別事例のように、社会の変化とともに浮上する新たな人権問題に対しても取り組みます。

### 世界人権宣言

1948年12月10日  
第3回国際連合総会 採択

#### 第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

# 人権施策推進の方向

人権尊重の視点を持って市政を進めるために、各局区、すべての職員に対して取り組むべきその基本姿勢、留意事項、必要な施策の方向性を示したものです。人権問題は社会全体で取り組むことが必要ですので、市民・企業・マスメディアに対して期待する項目についても掲げています。

## 3 つの基本姿勢

### ① 人権尊重を基調とした市政

人間が個人として尊重されることは、だれもが安心して市民生活を営むために欠くことのできないものです。横浜市のあらゆる施策は、この考え方を基調に計画、執行されるべきものであり、その意味ではすべてが人権とかわりがあります。

したがって、人権の尊重を常に市政運営の基調とします。

### ② 差別を受けている人々の立場にたつ

市民の中には差別を受けている人々がいます。これらの人々は声をあげにくい場合もあり、行政

が積極的に意見を聴く努力をしなければ、実情を見過ごしたままで、対応が遅れることがあります。

そこで、差別を受けている人々の立場にたち、差別をなくす姿勢をもって市政運営にあたります。

### ③ 市政を担う職員の人権感覚の研さん

人権尊重を基調とする市政を運営するために、職員には鋭い人権感覚が求められます。すべての職員は、担当職務に習熟することはもとより、人権感覚をみがき幅広い人権に関する素養と問題意識を持って業務の遂行にあたります。

## 10 の施策推進の留意点

施策を推進するにあたっては、それぞれの職員が前項に述べた基本姿勢とともに、次に掲げる視点に留意することが必要です。

### ① 人権問題を自分の問題として考える

人権問題は、他人事ではなく自分の問題としてとらえ考えることが基本です。様々な施策の推進もここから始まることを認識する必要があります。

### ② 人権問題は現象面だけでなく周辺の要因も含めて考える

人権施策を検討するにあたっては、人権問題の現象面だけをとらえるのではなく、その周辺にある要因を含めて総合的に考えていく必要があります。

### ③ あらゆる立場の人々の視点で考える

横浜市では、高齢者、障害者や子どもなど、だれもが生活しやすいバリアフリー（注1）のまちづくりを目指していますが、すべての施策を検討するにあたっては、あらゆる市民が安心して暮らせるための視点が必要です。

### ④ それぞれの施策の組み合わせによって人権の取組が進展することに留意する

同和問題にかかわる施策、女性にかかわる施策、障害者にかかわる施策、子どもにかかわる施策な



それぞれの施策が相互に関連し合っただけでなく、人権尊重の取組が進展します。

人権問題は、個別の要因だけでなく、すべての問題に関連する要因を数多く含んでいることを念頭に置いて施策を進める必要があります。

#### ⑤ 国外・国内の取組の動向を把握する

人権の取組は、国際的（国連や各国の動向）にも国内的（法律等の制定の推移、他都市の動向）にも常に変化しています。これらの動向を的確に把握した上で施策を推進していくことが重要です。

#### ⑥ 社会情勢の変化と人権問題のかかわりを考える

バブル経済の崩壊や少子・高齢化社会の進展など社会情勢の急激な変化は、人間関係の希薄化をもたらすなど人権問題に少なからぬ影響があると言われています。

人権感覚を研ぎ澄まし社会情勢の変化を敏感にとらえた上で、市民の生活実態に即応した取組を行っていくことが必要です。

#### ⑦ いままでの枠にとらわれずに施策等を点検する

既存の施策の効果等を新たな視点で点検し、見直しを図ることはこれから新たな施策に取り組む上でも重要です。

また、ハンセン病に対する偏見や差別をもたらした「らい予防法」が廃止されたように、既存の法令・制度等についても人権の視点から点検を進めていくことが必要です。

#### ⑧ 行政、市民、地域社会、企業、NGO等（注2）とのネットワーク化を検討する

行政、市民、地域社会、企業、NGO等との連携協力関係を築いていくことは、人権問題の解決に取り組む上で不可欠です。それぞれの特色を生かしながら社会全体で人権問題の取組を進めるためのネットワークづくりを、行政が働きかけていく必要があります。

#### ⑨ プライバシーと人権問題のかかわりを考える

コンピュータからプライバシー情報が流出したり、プライバシー情報の売買が行われたりするなど、情報化の進展に伴って新たな人権問題も浮上しています。

反面、プライバシーを重視するあまり人権侵害を見逃してしまう例がみられます。

プライバシー保護は人権を守る上で最も重要な要素の一つです。しかし、プライバシーにかかわることと言えども、早期の情報提供が必要となる子どもや高齢者の虐待など人権問題にかかわる情報があることを理解し、的確に判断することが重要です。

#### ⑩ 現状や市民意見を的確に把握する

施策の検討や推進にあたっては、現状の的確な把握と市民意見の把握は欠かすことができません。特に差別を受けても声をあげにくい市民の意見を収集する努力と工夫が必要です。

（注1）バリアフリー Barrier-Free 【無障壁】

障害のある人、高齢者や妊娠中の女性などが安心して生活ができるよう、道路の段差など公共建築物、住宅、交通等に人工的に作られた施設によって生じる物理的障壁を除去し、スロープ、エレベーターなどを設置し使いやすく工夫することや、障害のある人等に対する偏見を含めたあらゆる社会的障壁を除去しようとする考え方

（注2）NGO等

人権問題にかかわるNGO（非政府組織）(Non Governmental Organization) やNPO（民間非営利組織）(Non Profit Organization)等の民間活動組織

# 人権という共通の視点から取り組む

## 豊かな人権感覚をはぐくむために

### 啓発・教育・研修の推進

偏見や差別の要因は誤った認識や知識の不足にあると言われています。

市民の一人ひとりが人権意識を高める努力が重要です。

多くの人に参加できるよう人権啓発の機会を拡充することや効果的な啓発・教育手法などを検討します。

#### 啓発

- ① 啓発手法の工夫
- ② 多様な啓発機会の活用
- ③ 参加機会の拡充と情報提供
- ④ 社会的に弱い立場に置かれがちな人々に向けた学習機会の提供
- ⑤ 対象、テーマを限定した啓発機会の提供
- ⑥ 啓発効果の評価、点検
- ⑦ 交流環境等の充実
- ⑧ 啓発方針等の策定
- ⑨ 啓発推進組織の検討

#### 教育

- ① 人権教育の推進
- ② 自由に語り合える教育環境づくり
- ③ 児童の権利に関する条約の周知
- ④ 人権教育を組み込んだ多様なカリキュラムの検討
- ⑤ 教育手法の工夫
- ⑥ 対象に合わせた工夫
- ⑦ 子どもの意見の尊重
- ⑧ 学校と地域社会が一体となった人権教育の推進
- ⑨ 市内の大学等への働きかけ
- ⑩ 生涯学習・社会教育の推進

#### 研修

- ① 行政職員・教職員の人権研修の充実
- ② 保健・医療・福祉等専門職員の人権研修の充実

## 人権問題を把握するために

### 調査・現状把握

人権問題の多くは、見えにくい、気づきにくいことからその実態をとらえることは難しいと言われています。

差別の実情や問題点を的確に把握し、その状況に応じて取り組む必要があります。

定期的な調査の実施や様々な機会を通じて現状の把握に努めます。

#### 現状把握

- ① 現状把握の工夫
- ② 偏見や差別を受けている人々等との意見交換
- ③ 長期的、定期的な調査
- ④ 市民意識の把握

## 人権擁護を進めるために

### 権利擁護システムの構築

人権擁護を進める取組は社会全体で進めることが重要です。

人権擁護の視点から既存の施策や法令・制度の点検を行うとともに国の機関などと連携をとりながら、相談をはじめ人権擁護体制の充実を図ります。

国の人権擁護推進審議会の動向をみながら、新たなシステムについて検討していきます。

#### 権利擁護

- ① 高齢者・障害者に対する権利擁護機関の設置
- ② 子どもの相談・指導体制の充実
- ③ 施設等における利用者の人権擁護の徹底
- ④ 人権擁護委員制度の機能充実に向けた働きかけ
- ⑤ 第三者による人権擁護の在り方の研究



### 法令等

既存の法令等の点検と改善

### 相談

- ① 人権相談体制の充実
- ② 相談にかかわる人材の育成と研修の充実
- ③ NGO等との連携による相談体制の充実
- ④ 総合相談機関と専門機関との連携

### 人権と プライバシー

- ① プライバシー保護の徹底と啓発
- ② プライバシーの保護と情報提供

## 社会全体で取り組むために

### ネットワークの形成

現在、環境問題や社会問題に取り組むNGO等の活動が目立っています。

人権の分野においても、公的な機関・制度では対応しきれない市民の多様な要望に応えるためNGO等の役割は多くなっています。

人権問題の解決のために、NGO等をはじめ社会全体でネットワークを構築して取り組みます。

### ネットワーク づくり

- ① NGO等と行政の役割分担等の検討
- ② NGO等への協力・支援の在り方の検討
- ③ NGO等と関連機関との連携・協力の促進
- ④ NGO等と市民、企業との協力関係への支援
- ⑤ 市民、企業への協力・支援の充実

## 市民・企業等に期待すること

人権問題の解決のためには、行政だけでなく、市民・企業を含めて社会全体で取り組んでいくことが重要です。

### 市民に

人権感覚を高めるために人権講演会などの人権啓発事業に積極的に参加することやボランティア活動等に参加するなど、日常生活での実践を期待します。

また、行政に対する積極的な意見表明についても期待します。

### 企業に

企業全体の人権意識を高め、だれもが働きやすい職場づくりをつくることが求められています。

人権研修に積極的に取り組むことや地域社会の一員として地域活動への参加など社会貢献を進めることを期待します。

### マスメディアに

マスメディアには、人権問題の社会的提起と理解促進へ向けた積極的な取組を期待します。

また、一方でマスメディア関係者には、マスメディアの市民への影響力を考えたときに、報道の仕方によっては人権問題に対する負の固定観念を生むこともあるということについて留意することを望みます。

## よこはま 人権が尊重される都市

日常生活の中で人権意識を高め、「人はみな同じ」の考え方を共有し、同時に「一人ひとりそれぞれ違う」ことを認め合う風土を培いましょう。

差別は、すべて人によって作られたものです。

差別は、人によってなくすことができるはずです。

部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくし、すべての人々が幸せに暮らせる日がくるまで、差別をなくす努力を続けていきましょう。

## 人権問題で困ったときは

人権の侵害や差別問題でお困りの方は、人権擁護委員による次の人権相談をご利用ください。  
(相談は無料で、秘密は固く守られます。)

相談場所	曜日・時間・連絡先
横浜地方方法務局人権擁護課 横浜市中区北仲通5-57横浜第2合同庁舎5F	月～金曜日 9:30～16:30 641-7461(代) 子ども人権110番 212-4365(専用)
横浜市市民相談室 横浜市中区港町1-1 横浜市役所 1F	毎週水曜日 13:00～16:00 671-2308

